時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ

一行二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一月以上 六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ぜらるゝ方多きが如し爲めに今日迄で行違ひを生したる場合も寡からず就て願ふは今後本社に記事論説を寄稿せんとせらるゝ方は直接に本社に向け發送せられたし

時事新報

領事

日本の通商貿易は遅々として振はず今日の急務よろしく發達せしめざる可らずとは常に我輩の論説止まざる所にして時事新報の讀者は定めて其感を同ふするなるべしらん開國の日本を稱して依然たる鎖國なりと云ふも通商の發達せざるを以てなり騒亂兵戈の患おきに國家生存の前途尚は足らざるものありと云ふも亦唯貿易の進まざるが故なるのみ洵に今日の國務は通商貿易を發達進歩せしひるより急あるはなしと雖も我國人が海外の事情を詳にするに由おく又彼の貿易の各港に於て國人の爲めに東道の主人たる者に乏しきは必竟目下の病なるが故に今第一着の手段を講ずるに其貿易の案内者を得るより先なるはなし我輩曾て航海業を奬勵助長するを以て之に應ずるの最良方便と認め宜しく之を國家事業とおして朝野共に勉む可しとの次第を論じたるみとありしが眼を轉じて單に政府の直轄部内に就て之を見るに領事なる者あり此吏人なるを正に貿易案内の職に當る者おれども目下の實際に如何なる功蹟あるやと云ふに尚は足らざるものあるが如し我輩は之に向て直ちに多を望まんと欲する者に非されども海外貿易の事たる如ぶる重要にして之を發達すると否とは國運の消長に關するみと極めて淺からざるを回想すれば苟も貿易に緩故ある領事共人も亦成るべく有功ならんみとを希望するは情に於て切ならざるを得ず否政府は之を有功あらしめんみとを務めざる可からず蓋し諸外國の領事は我國の領事に比して大ひに同じからざるものあればあり

第一領事撰任の事おり、日本は不幸にして世界の大勢に後れ海外に對するの運動頗ぶる幼稚なるが故に外事に注意するみと自然に切あらずして通商貿易の案内者たる領事を任するに其人物も少なく亦その撰擇も綿密ならざるが如し數多き在外の領事中には固より特別の適任者おきに非ざる可しと雖も概して見聞するは可しと期する者は至て稀にして唯官海出没の人々が國内に在ては往々不如意の煩累に堪へず餘儀なく海外に一歩を避ける者も少なからざるが故に彼我の貿易上に於ける實際の利害は兎も角も政府に對して儀式的の報告をさせば即ち我事畢れりとおし壊て或る日月を經過すれば言を設け事に托して歸朝するの常にして要するに海外に在て其職務を全ふせんとするに非ず云はゞ歸朝せんが爲めに赴任する樣のものなれば斯る領事にして幾百人の派遣せらるゝ者あればとて唯是れ尸位具員のみ決して實効を望むべきものに非ず大凡そ適任不適任と云ふは其職を好むと共に其職に傾きたる才力を有すると否とに在り然るに從來の領事たるや其心事は率ね彼の不如意の煩累を避くるを主とするものおれば其才力も亦自ら國家貿易の邊に傾くものにあらず乏を貿易の樂内者に告げて通商の不振を歎ずる至要の時に際し一官職と雖も其人撰を等閑に附するは不利の大おるものおり必竟我國人が海外の事に冷淡なるが故に斯る次第に立至りしみとならんなれども諸外國に於ては決して然らず國人の爲めに貿易上の通信周旋をなす者なれば大に領事の人撰を重んじ白耳義國の如き商業大學校の卒業生を精撰して其候補者とおし特別の榮譽、報酬を以て適任の才を迎ふるに勉むと云へり我國に於ては必ずしも外國の事例に倣ふて人撰の方法を定むるを須ひず何れかと云はゞ今の官吏登庸規則によりて成規の官等に任ずる者の如きは貿易の案内者たるに不合格なる者みそ却て多からんなれば例の交官試驗に應當すべき學科を標準とおさんよりは寧ろ規則外に所謂適任の活才ある者を撰み領事の地位をして彼の煩累を避くるの走路たらしむるみとおく實際の職務に當りて貿易案内者の名實を全ふせしめざる可らず

第二任期の事おり、元來商賈の事は秘密を守るものにして商品販路の實況、各商人の計畫その他將來見込の有無等都て當業者の胸中に收めて容易に之を人に發するものに非ざれば今領事が官職を帶びて海外に航し所謂御川の眼を以て彼の國の商況を視察せんとするも唯その外面を皮相するのみにして内部の實際は知るに由おく恰も門外の人おれば貿易の案内なる固より思ひも寄らざる所なり左ればにや諸外國の領事なるものは大抵外に在るみと十年二十年の久しきに任じて人に交り俗に慣れ身は商人に非ずと雖も商事を探知すべき各種の便宜を儲け得て始めて領事の領事たる所以を盡すものありと云ふ然るに我國の領事に至ては前記の如く歸朝せんが爲めの赴任にして僅々兩三年の就職を常とするみとおれば市街を眺め山河を望む其間に日月空しく去りて成績の遂に見るべき時なし今に至るまで領事の視察に係る彼の通商報告おるものが徒らに官報紙上を埋めて貿易の實際に殆んど効能の著るしきものなき所以は我國民が此等の報告を利用するに欠おらざるの意味もあるべしと雖も其報告蹟もすれば迂濶にして實利に遠きが故なりと云はざるを得ず之を彼の西洋諸國の商人等が自國領事の報告を求め座右に離す可らざる參考と爲して之れに依頼するの事情に比すれば同日の論に非ず等しく貿易商賈の便利を目的にするありながら其報告の効能に斯の如き相違あるは何ぞや領事その人に才不才おるに非ず唯其人が商況を視察する爲めに便不便あるが故おれば我領事の如きは勉めて其在職の年月を長くして彼の商況の表裡を詳にするの便利を得せしめ要件の報告す可きものあるときは御用の具申に止まらずして常に内國商人の實利を利するみと肝要なる可し其手段多き中にも海外永住は人情の樂しまざる所なれば其情を察して特に在外の領事たる者に附するに榮譽と報酬の厚きとを以てするが如きは逆向きの必要なる可し諸外國の事例も亦率ね然るもの多しと云ふ

其他領事の數に於ても現今我國の貿易は各地に擴張せざるが故に自から其數の多きを要せずと雖も白耳義國の如きは國土の面積我が四國九州抔に彷彿たるものおれども流石に商業國の名を冠する程ありて領事の總數七百前後なるに日本は僅に三十五あるのみ、附記して讀者の參考に供す　（未完）

官報

○内務省告示第二十四號

一改良便利切手用紙　一枚

宮城縣仙臺市東四番町十八番地　豊田久治發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年六月廿二日　内務大臣子爵品川彌二郎

○内務省告示第二十五號

一百味譚集　一冊

東京市小石川區指ケ谷町十七番地　足立庚吉發行

一寢くたれ髪　一冊

大坂市南區末吉橋通四丁目八十六番地　大淵渉發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其發賣頒布ヲ禁止ス

明治廿四年六月廿二日　内務大臣子爵品川彌二郎

○警察令第十號

魚腸骨取扱營業取締規則左ノ通之ヲ定メ明治二十四年七月一日ヨリ施行ス

明治廿四年六月廿二日　警視總監園田安賢

第一條　本則ハ市内ニ於テ魚腸骨ヲ取扱又ハ運搬スルコトヲ以テ業トナス者ニ適用ス

第二條　魚腸骨取扱場ヲ設ケントスル者ハ願書ニ其場ノ圖面ヲ添ヘ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ願出シ免許ヲ受クヘシ但變更增減ヲ要スルトキ亦同シ

第三條　取扱場ノ構造ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一　敲ノ類以下同シ）ノ材料ヲ以テ敷設シ適宜勾配ヲ附シ汚水溜ニ通スル溝ヲ設クヘシ

二　汚水溜ハ取扱場内ニ設ケ不浸透質ノ材料又ハ内外ニ釉藥ヲ燒附タル陶器ヲ以テ構造スヘシ

三　隣家ノ軒端ヨリ高サ三尺以上タルヘシ

四　前條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出檢査ヲ受ケ檢査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第四條　前條ノ構造落成シタルトキハ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出檢査ヲ受ケ檢査ヲ受ケサルモノハ使用スルコトヲ得ス

第五條　魚腸骨ハ取扱場外ニ於テ機器等ヲ露ス（カラス）

第六條　取扱場ノ出入口或窓牖ハ常ニ之ヲ閉鎖スヘシ

第七條　魚腸骨ハ臭氣ノ漏出セサル容器ヲ用ユルニ非サレハ運搬スヘカラス

第八條　本則第二條第四條第五條第六條第七條ヲ犯シタル者ハ刑法第百二十六條第四項ニ依リ二日以上五日以下ノ拘留又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料ニ處ス

附則

一　從來ノ營業者ニシテ市内ニ魚腸骨取扱場ヲ有スル者ハ來ル六月三十日マテニ所轄警察署ヲ經テ警視廳ニ届出ヘシ

二　前項ノ取扱場ニテ本則ノ構造制限ニ抵觸スルモノハ明治廿七年十二月三十一日迄ニ願出改造スヘシ

雜報

○セルヴィヤ國前王妃の人窟　過日の紙上に記せし如くセルヴィヤ國より放逐せられたる前王妃ナタリエは去る五月十九日匂牙利のセムリン府に刻着しければ數多の人民はナタリエを一見せんとて旅館の近傍へ群集し其夜同府の交際社會にてナタリエの匂牙利に據れば前王妃ナタリエは逗留を生ずるの恐あるを以て兵を增加するに至れりと

○故山際七司氏の後任　撰出の衆望なりしが昨日歸縣の途に原郡定員一人）撰出の衆望なりしが昨日歸縣の途に原郡定員一人）撰出の衆望なりしを以て其後任撰定の事を行ふ旨其筋より告示あり

○野村參事官　宮崎縣參事官中なりしが昨日歸縣の途に

○各地農工商

岡山縣　昨年中岡山市外四箇所の各港灣河岸場物萬八千七百七圓にして内十六圓輸入金額五百廿四茶の景況を聞くに本年しも地方に依りては降霜のあり然し前年に比すれあり○楮、雁皮、三椏、三百九十九貫目にして前年四百九十八貫目、雁皮に四千三百九十八貫目即ち四千三百九十八貫目を增せり蓋し近來製紙業るべし○牧牛　本年の牛三千百十六頭の增加を來しより二歲以上の物を賣を注く者數を加へしに依本年は降雨過度なりしが減少を來せしと植付後氣加せしとに由り前年に對收あり○貯蓄　客年より一錢を減じ粃は十二石二石三斗を減じ麥は三百八を要するに蓄積上進歩の兆候あり○民力疲弊　加るに霖雨に敗使用し又は蓄積するみと

ふ○會社幷市場の數　本年十三あり亦市場を開くに

美作地方より大坂及びマッチ等は是迄上道郡西にて輸送し居りしが山陽出し同地より汽車にて大とゝあり其他の輸出品等は錢程衰微の有樣なりと

新潟縣　本年の麥作は春申分おき出來にて平年にべく最早夫々刈取を終り候に連れて二眠迄は雖なりし爲めと梅雨に妨げられ大に腰を折られ上旬間際以下の出來方あり昨今上

給する樣の次第にて養蠶の商人等が自國領事の報告を求め座右に離す參考と爲して之れに依頼するの事情に比論に非ず等しく貿易商賈の便利を目的にするありながら其報告の効能に斯の如き相違あるは何ぞや領事その人に才不才おるに非ず唯其人が商況を視察す

○蒸汽機車運轉時刻（下り）　第一列（急行）、午前六時（急行）、七時、八時、九時、十時、十時四十分（急行）、十一時、十一時四十分、午後一時、一時十分、二時十分、三時、三時十五分（急行）、三時三十五分、四時、四時十五分、四時四十五分、五時、五時十五分、六時、六時十五分、七時、七時十五分（急行）、八時、八時十五分、九時、九時十五分、十時、十時十五分、十一時、十一時十五分、十二時、十二時十五分（急行）、午後一時、一時十五分、二時、二時十五分、三時、三時十五分（急行）、四時、四時